

## 日本こころの安全とケア学会誌 雑誌投稿規程

本誌へ投稿する原稿の内容はこころの安全とケアについて扱ったものであり、本会の設立趣旨にかなったものとする。

### 1. 投稿者の資格

本誌投稿における筆頭著者は本学会会員とする。共著者は非会員でも構わない。ただし、学術委員会から依頼された原稿はこの限りではない。

### 2. 著者および研究貢献者

#### 1) 著者

「著者」(Author)は、研究において大きな貢献を果たした人物でなければならない。著者資格(Authorship)は以下の(1)から(4)のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 研究の着想及びデザイン、データ収集、データ分析および解釈に寄与した。
- (2) 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した。
- (3) 出版原稿の最終承認を行った。
- (4) 研究のあらゆる部分に関する説明責任があることに同意した。

データ収集、研究グループの総括的役割だけでは著者資格を得られない。責任者は、上述の著者資格の基準を完全に満たしている必要があり、学術委員会は責任者に対して「投稿原稿執筆者および利益相反開示(COI)」の詳細を要求する。

#### 2) 研究貢献者

著者資格の基準を満たさない研究貢献者は、すべて「謝辞」の項に列挙する。

### 3. 投稿の内容と種類

・学術委員会が扱う投稿論文の内容は、広くこころの安全とケアの研究に関するものであり本学会の設立趣旨にかなった、ケアに関する学術・技術・実践についての「論文」とする。趣旨に沿わない場合は原稿を受理しない場合がある。

・投稿者は、投稿時に以下の原稿種別のいずれかを申告する。ただし、査読者および学術委員会の勧告により希望どおりの原稿種別では採用にならない場合がある。

・投稿論文は学術雑誌に未発表のものに限る。学術雑誌に未投稿の学位論文はそれ自体を論文とはみなさず、したがって、所属機関のリポジトリへの掲載等は公表と見なさない。また、学術集会での発表も、学術雑誌への論文掲載ではないので未発表と見なす。

#### 1) 投稿論文の種類

##### 【原著論文】

学術上および技術上価値ある新しい研究成果を記述したもの。

##### 【研究報告】

学術上および技術上価値ある研究成果で、前掲「原著論文」と比較すると論文としての完成度にはやや難があるが、早く発表する価値があるもの。

##### 【実践報告】

技術的な問題についての実践結果の報告で、その手段あるいは得られた成果が大きな波及効果を期待できるもの。

##### 【総説】

特定の問題に関する内外の文献を網羅的に集めて分析・検討した論文。

##### 【資料・その他】

上記のいずれにも相当しないが、公表する価値があるもの。

以上、制限枚数は本文、文献、図、表および写真を含めてすべて 16 枚（約 1,000 字/枚）以内とする。

#### 4. 研究倫理

本誌に投稿する研究で人を対象とする研究は、厚生労働省及び文部科学省共同策定の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日平成 29 年 2 月 28 日一部改正）等の倫理指針にかなっていないなければならない。

人および動物が対象の研究は、投稿者所属の施設もしくは研究参加者が所在する施設の研究倫理審査委員会で承認されたものでなければならない。投稿者の周辺に適切な研究倫理審査委員会がない場合は、本学会で研究倫理審査を受けることができる。承認された倫理的配慮がその通りになされていることも必要条件である。行われた倫理的配慮は明記されなければならない。また研究倫理審査承認番号も本文中に記載する。

##### 1) 二重投稿

・二重投稿は認めない。二重投稿とは「印刷媒体もしくは電子媒体で既に出版された論文と実質的にほとんど重複する論文を出版すること（国際医学雑誌編集者委員会：ICMJE）」である。採用が許諾された段階で、投稿者は未発表もしくは二重投稿ではない内容であることを誓約する文書に署名する。

・二重投稿と判断された会員（共著者を含む）には、本学会の学会誌への投稿および学術集会での発表を 2 年間認めない。

#### 5. 英文抄録のネイティブ・チェック

原著論文と研究報告については掲載が決定した段階で英文抄録をつける。英文抄録については、ネイティブ・チェックを受ける。間違いがないことを証明する確認書を提出する。

#### 6. 投稿前チェックリスト

投稿する際には、投稿論文チェックリストで「雑誌投稿規程」および「原稿執筆要項」に合致していることを確認のうえ署名する。

#### 7. 利益相反自己申告書

利益相反自己申告書で、著者全員が研究内容に関係する企業・組織または団体との利益相反状態を記載し、PDF ファイル（もしくは JPEG ファイル）に変換後、同時に送付する。

#### 8. 原稿の受付

原稿は随時受けつけているが、雑誌投稿規程および原稿執筆要項に沿わない原稿は受理できない。

#### 9. 投稿論文の採否

・投稿論文の採否は、本学会学術委員会による査読過程を経たうえで、学術委員会が最終決定を行う。採用の条件として、論文種別の変更を投稿者に求めることがある。

・査読の結果が「修正のうえ再査読」の場合、所定の期間内に修正された原稿については、改めて査読を行う。

・査読は原則 2 回をめぐり、1 回の査読後の修正期間は 2 か月とする。2 か月を過ぎた場合には再投稿となる。採用が決定したあと、最終原稿を提出する。

・原稿受付日は形式が整った論文が投稿された日とする。採用日とともに誌上に明記する。

・「不採用」と通知された場合で、その「不採用」という結果に対して投稿者が明らかに不当と考える場合には、学術委員長あてに異議申し立てをすることができる。

- ・なお、原稿は原則として返却しない。

## 10. 校正

- ・初回校正は著者が行う。なお、校正の際、修正は認めない。2回目以降の校正は学術委員会が行う。

## 11. 原稿掲載料・別刷料

- ・投稿論文16枚以下の場合は、掲載料は無料とする。
- ・16枚を超過した場合は所定の料金を徴収する。超過料金は刷り上がり超過分1ページにつき所定の超過料金（実費）とする。
- ・別刷については、基本的には提供しない。紙媒体の別刷が必要な場合は、投稿者が直接印刷業者と交渉する。印刷会社の連絡先は Email ([jascmh-acd@umin.ac.jp](mailto:jascmh-acd@umin.ac.jp)) に問い合わせる。

## 12. 著作権

- ・会員の権利保護のために、掲載された論文の著作権は本会に属するものとする。
- ・本誌の論文を雑誌、書籍等に引用する場合は、必要最小限の範囲とし、出典（著者氏名、題名、掲載雑誌名、巻号、ページ数等）を明記する。ただし、論文内容を改変して転載する場合は、転載許可申請書（形式は自由）を事務局宛に郵送し、事前に学術委員長の許可を得る。
- ・本誌の論文を所属機関のリポジトリ等に収載する場合は、登録許可申請書（形式は自由）を事務局宛に郵送し、事前に学術委員長の許可を得る。

## 13. 投稿手続き

### 1) 初回投稿

投稿原稿は以下の要領に従って電子ファイルを作成し、E-mail（原稿送付先：[jascmh-acd@umin.ac.jp](mailto:jascmh-acd@umin.ac.jp)）に添付してお送りください。郵送での投稿は受け付けません。

- ・本学会の投稿前チェックリストにしたがって、原稿の最終点検を行う。
- ・投稿原稿は、Microsoft社のWordやExcel、PowerPointを使用して作成する。
- ・表紙原稿、和文抄録、本文（タイトル、緒言、方法、結果、考察、謝辞、利益相反の有無、著者貢献度、引用文献、表、図、写真）を一つのファイルにまとめて保存する。保存形式はPDFファイル、JPEGファイルまたはdocxフォーマットとする。ただし本文中に投稿者が特定できるような内容は、特定される部分を黒塗り、あるいは「●」などの記号に置き換えたものとする。
- ・投稿論文チェックリスト、利益相反自己申告書、著者誓約書は1つのファイルにまとめて保存する。保存形式はPDFファイルとする。

### 2) 査読後の再投稿

査読を受けて再投稿する場合には、修正原稿、投稿前チェックリストに加え、指摘事項についての修正内容を別紙に記入したものを提出してください。フォーマットに指定はありません。

- ・修正箇所はページ数および行番号を明示すること。
- ・修正原稿は修正箇所が分かるように本文中に明示すること。
- ・再投稿では、必ず原稿番号をE-mail要件欄に記載すること。

### 3) 掲載受理後

原稿の掲載が受理された後、表紙原稿、和文抄録、英文抄録、本文を1つの「.docxファイル」にまとめて保存したものを提出してください。本文では行番号を除き、投稿者関連情報を記載してください。

さらに、本文に画像化して図表、画像を貼付している場合は、貼り付ける前のデータも

提出してください。

**14. 原稿執筆要項**  
別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より発効する。  
この規程の改定は、平成 31 年 2 月 9 日より施行する。  
この規定の改定は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。  
この規程の改定は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。  
この規程の改定は、令和 3 年 3 月 31 日より施行する。  
この規程の改訂は、令和 6 年 5 月 30 日より施行する。